

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	「記憶する」とはなにを意味するのか？ヘブライ語聖書における規範性の起源に関するいくつかの考察
Author(s)	ビーネンシュトック, ミリアム
Citation	ぷらくしす , 24 : 75 - 85
Issue Date	2023-03-31
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/53873">10.15027/53873</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/53873">https://doi.org/10.15027/53873</a>
Right	
Relation	



## Was bedeutet „sich erinnern“?

# Einige Überlegungen zum Ursprung der Normativität in der hebräischen Bibel

Myriam Bienenstock

「記憶する」とはなにを意味するのか？

ヘブライ語聖書における規範性の起源に関する  
いくつかの考察

ミリアム・ビーネンシュトック (Université François-Rabelais, Tours) (訳注1)

Übersetzer: Hiroshi Goto

訳: 後藤弘志

フランクフルトの神学者・哲学者ヘルマン・ドイザーHermann Deuserは、2002年にレクラム社から出版した『十誡：神学的倫理学への小序』で次のように述べている。「ドイツ語圏の世界にとって、『旧約聖書のテキストに介入し、それによって十誡に新たな倫理的・宗教的解釈を付け加えた』のは、何よりもまずマルティン・ルターである」<sup>1</sup>。ドイザーの弁を続ける。「ルターは新約聖書の精神で、それまで標準とされてきた聖書の単純化を行い、それを精緻化した。ルターは〔ヘブライ語聖書の〕十誡を引き継ぎ、〔「あなたはわたしのほかに、なにものをも神としてはならない」と誡める〕第一誡にも手を付けていない。しかし、〔「わたしはあなたの神、主であって、あなたをエジプトの地、奴隷の家から導き出した者である」と〕ヤハウェが名乗り出る部分（『出エジプト記』20章2節）については、ユダヤ民族 Israel の神の歴史に言及して、これを十誡の中には含めず、そのことをラコニア人のように口数少なく正当化している」<sup>(訳注2)</sup>。再びヘルマン・ドイザーから引用しよう。

神は私たちを「エジプトから救い出した」のではない。つまり、ヘブライ語テキストとしての十誡は、その歴史的、典礼的、地域的、法的条件と具体性において、ユダヤ民族のテキストであり、ルターの言葉を借りれば「ユダヤ人のザクセンシュピ

ーゲル」であり、その普遍的—筆者補足：そしてキリスト教的—意味を、ユダヤ民族の歴史と文化に根差した特殊拘束力から区別しなければならない<sup>2</sup>。

これによれば、聖書テキストのキリスト教的な読み方をユダヤ教的な読み方から区別しなければならない。なぜなら、キリスト教的な読み方は普遍的に妥当するが、ユダヤ教的な読み方は特殊個別的な歴史に根ざした特殊主義的なものだからである（ここで筆者が「ユダヤ（教）的 jüdisch」という言葉を用いたのは、ルターが「ユダヤ人のザクセンシュピーゲル」という表現を用いているからである）<sup>（訳注3）</sup>。つまり、キリスト教倫理とヘブライ倫理、あるいは「ユダヤ（教）」倫理の主な違いは、普遍主義と、歴史的物語に根ざした特殊主義との対立にあるというのである。

これが本当に両者の主な違いなのかと言え、筆者には納得がいかない。ヘブライ語聖書にも、とりわけ預言者たちの中には、顕著な普遍主義が見いだせるからである。この普遍主義は、モーゼス・メンデルスゾーンやヘルマン・コーヘンのようなユダヤ人思想家が強調しただけでなく、多くのキリスト教神学者によって、しかもすでに 19 世紀の段階で承認されていたのである。信頼できる研究書である『ヴィルヘルム二世治下のドイツにおけるユダヤ教学とプロテスタント神学：空しき叫び？』<sup>3</sup>の中で、クリスティアン・ヴィーゼ Christian Wiese は、カール・ハインリッヒ・コーニル Heinrich Cornill (1854-1920、ユリウス・ヴェルハウゼン Julius Wellhausen (1844-1918) 学派のプロテスタント神学者) が、1894 年出版の『ユダヤ民族の預言者思想』の中で行った定式化を引用しているが、この定式化は、多くのユダヤ人学者の注目を集めている。それによれば、

全人類の歴史が生み出したものは、ユダヤ民族の預言者思想が生み出したものと比べれば、足元にも及びつかない。預言者思想によってユダヤ民族は人類の預言者になったのである。このことを決して見過ごし、忘れることのないようにしてほしい。人類が所有する最も貴重で高貴なものは、ユダヤ民族と彼らの預言者思想に負うところが大きいのである<sup>4</sup>。

クリスティアン・ヴィーゼがきわめて正しく指摘しているように、ヘルマン・コーヘンはまさにこの「プロテスタントによる預言の評価 [中略] が、ドイツ社会におけるユダヤ教のイメージに広範な影響を及ぼす」ことを期待していた。それはたとえば「宗教と倫理」(1907)の次の文に明確に示されている。

プロテスタント神学の聖書批判は、ユダヤ人憎悪に対する最良の解毒剤である。預言者思想はいまや普遍主義として認識されるようになった。そして、社会的な説教は、宗教の原初的な倫理的要素として確立されている<sup>5</sup>。

もしそうであれば、ユダヤ教とキリスト教の違いはもっと深いところ、あるいは別のところに横たわっている可能性がある。それは、ヘブライ語聖書において規範が「記憶」と結び付けられているところにある。歴史的物語ではなく、「記憶」に結びつけられているのがポイントである。なぜなら、ユダヤ教の聖書のような古代のテキストを扱う場合、歴史的経験に言及することはおそらく時代錯誤だからである。たとえヘブライ語聖書が歴史や歴史的経験を記述するものではないとしても、このテキストは規範性の起源という問いにとって、特にショアのような最近の歴史的「経験」に関連して、今日でもその重要性を失っていないのである。

『出エジプト記』や『申命記』が決して歴史的経験を記述したものではないとしても、それでもなお規範の起源であることは確かである。しかしながら、例えば、いわゆる十誡において語られている規範とはどのような種類のものなのだろうか。それは宗教的規範なのか、道徳的規範なのか、あるいはむしろ政治的・法的規範なのだろうか。「宗教」という表現さえここでは不適切であるように思われる。一番じっくりくるのは、十誡で行われているのは「道徳」の形成であるという言い方であろう。とはいえ、今日、私たちが区別しているこれらの次元、すなわち「宗教」と「道徳」、また「政治」や「法律」という次元は、「十誡」のような本源的 *grundlegend* テキストではまだ区分されていない。これらの領域の区分は後になってから行われたものであり、しかも非常に多様な仕方で区分されたため、「忘れることのないように *Du wirst dich erinnern.*」<sup>(訳注4)</sup> が道徳的な義務付け *Verpflichtung* なのか、それともむしろ政治的な義務付けなのかが今日でも未決のままとなっている。いわゆる「記憶の義務 *Erinnerungspflicht*」についての今日の議論では、本源的テキストであるヘブライ語聖書はたいていの場合忘れられている。そこで本稿では、まずこの本源的テキストに立ち返り、この義務化の道徳的次元の精緻化あるいは展開について読者と共に考察することから始めたい。

ヘブライ語聖書には、モーセ第二書『出エジプト記』と第五書『申命記』の二つのバージョンの十誡がある。これらのテキストのルター訳は、多くの、きわめて著名な哲学者が使用している。ルターから「当為 *Sollen*」を学んだカントをはじめ、『道徳の系譜』<sup>6</sup>におけるニーチェやその他多くの哲学者たちもルター訳を使用している。カントもニーチェも、ヘブライ語を学んだが、その知識を用いたことはほとんどない。そこで本稿では、規範性の起源を問う場合にはヘブライ語の知識を活用することが重要であることを示したい。ヘブライ語（そしてヘブライ語文法）は、これらの古典的テキストにおいて規範がどのように描写されているかを理解する上で極めて重要だからである。そのため、本稿では主にヘブライ語テキストに依拠することにする<sup>7</sup>。

## 1.

ヘブライ語には、記憶させる *Erinnern* ことを表す語が一つではなく、少なくとも三つある。 *zakhor*、そして *shamor*、*pakad* である。最初の語は、特にヨセフ・ハイム・イェル

シャルミ Yosef Hayim Yerushalmi (1932-2009) が、記憶、ユダヤ人の歴史、ユダヤ人の記憶に関する著名な考察のタイトルに選んだことから、最もよく知られている語である<sup>8</sup>。しかし、古代ヘブライ人にとって、また、いわゆる「ユダヤ教のザクセンシュピーゲル」においてまちがいなく最も重要だったのは、むしろ、一つの誠めの中で最初の語と並んで登場する二番目の語、*shamor*、すなわち、*shamor ve-zachor be-dibur echad*：「心にとどめよ Bewahre (または守れ Behalte)、そして忘れるな、一つの誠めにおいて。Bewahre [oder Behalte] und Gedenke, in einem einzigen Gebot」である。この教義、このスローガンは、教えを実践するユダヤ人たちによって安息日の歌の中で毎週繰り返され、また、有名なエジプト学者ヤン・アスマン Jan Assmann は、例えばその著書『文化の記憶 Das kulturelle Gedächtnis』において、今日「記憶の文化 Erinnerungskultur」と呼ばれている現象で何が問題になっているかを説明するために、正当にもこれを引用して次のように述べている。

「この記憶の文化は普遍的な現象であるが、特にユダヤ民族の間で発展し、新たな形態を獲得するに至った。そして、この形態はヨーロッパの伝統にとって（そしてそれ以外の伝統にとっても）決定的に重要なものとなった」。「ユダヤ人は、〈心にとどめよ、そして忘れるな *shamor ve-zachor*〉という命法の下で民族として構成され、存続した」<sup>9</sup>。「これによってユダヤ人は民族および民族概念の理念型を発明しただけでなく、宗教なるものも発明したのだ」、と。彼の著書の別の章には「宗教の発明」というタイトルが付されており<sup>(訳注5)</sup>、この章でアスマンは、この宗教の発明がモーセ第五書『申命記』に見いだされ、そこで集合的記憶法 Mnemotechnik が発明され喧伝されたと説明している。

このような説の根拠となる聖書の最も有名な箇所は、次のようなものであろう。

『申命記』5章32節: *ve-shamar-tem* („so behaltet nun, dass ihr thut“ 「あなたたちはそれを守り行え」)

『申命記』6章2節: *li-shemor* ([dass Du] haltest 「〔あなたが〕守る〔こと〕」)

『申命記』6章3節: *ve-shamar-ta* ([Israel, du sollst hören und] behalten, dass du es thust [...] 「〔イスラエルよ、聞いて、〕それを守り行え」)

『申命記』6章12節: *hi-shamer* („so hüte dich, dass du nicht [...] vergessest“ 「あなたは...忘れないよう自らを慎め」)

『申命記』6章18節: *shamor-tishmerun* („sollst halten“ 「あなたは守らなければならない。」) <sup>(訳注6)</sup>

ユダヤ人は、「守る halten/behalten」ために、つまり、忘れないでいるために、記憶し続けるために、テフィリーン Tefillin (モーセ五書 Pentateuch の言葉が書かれた羊皮紙を収めた革の小箱 Gebetriemen) のようなしるしを使う。それは、いつも目に入り、ふるまいと衣と住(『申命記』6章8節参照)に結びつけられているしるしである。これら一切は記憶のためのものであり、しかも毎日、つまり、この瞬間 Gegenwart に、現在 Präsens において用いられるものである。

モーセ五書では、記憶するという義務は、神が「あなたをエジプトの地、奴隷の家から導き出した」という過去に関わっているが、現在形で、さらには未来形の活用でも用いられている。これはヘブライ語原文で顕著であり、これらの形を踏襲したいくつかの翻訳にも見られる。しかし、私たちにとっては、記憶について未来形で語ることは理解しがたく、むしろパラドキシカルに思われる。このパラドックスが単に見かけ上のものでしかないことは、主にヘブライ語文法の助けを借りて説明することができる。古代ヘブライ語には、現代語のように過去、現在、未来の三つの形があるわけではなく、接尾辞と接頭辞による活用によって、接頭辞„wav“を一つ加えるだけで、過去形から未来形に変換される。例えば、隣人を愛することを命じられた場合（『レビ記』19章18節）、「愛する」という動詞は、接頭辞„wav“が付いているので、過去形ではなく、未来形で、つまり、「あなたは隣人を愛するだろう Du wirst Deinen Nächsten lieben」と訳さなければならないだろう<sup>(訳注7)</sup>。しかも、ヘブライ語には命令形があるにもかかわらず、それをを用いずにである。しかし、接頭辞„wav“が付いた動詞は、決して未来に、そして未来にだけ起こるであろう行為を表すものではない。むしろ、まだ完了していない行為、すでに始まっているかもしれないが、まだ引き続き起こっている行為を示す。多くの場合、動詞が未来に起こることを示すのか、それとも過去の行為を示すのかは、文脈を通してのみ判断することができる。後者の場合、„wav“は単に「そして und」を意味し、過去が未来に転じる可能性はない。こうした結果、記憶について語る文は、あるときは未来形、あるときは現在形や命令形と、さまざまに訳されることになった。

このことを雄弁に語る例が、ハガダー（説話 Nacherzählung）の中から選んで毎年過越祭で繰り返し朗読される、出エジプトを記憶にとどめよとの誠め（『申命記』8章11節）である<sup>(訳注8)</sup>。強調すべきは、この誠めが、決して過去形だけではなく、現在形で翻訳することも可能であることである。確かに出エジプトはすでに起こったことであるが、決して単に過去の出来事としてではなく、現在に至るまで起こり続けている出来事として理解し、扱われなければならない。ハガダーの有名な一節に繰り返されているように、「人はどの世代においても、自分自身がエジプトから脱出したかのように考える責を負っている schuldig」のである<sup>(訳注9)</sup>。

これは、記憶する「義務 Pflicht」にとって何を意味するのだろうか。記憶する義務はどのように理解することができるのだろうか。それはどのような種類の「義務」なのか。

## 2.

過越祭のハガダーでは、この義務は „hova“という語で説明されている。タルムードではこの語は頻出するが、ヘブライ語聖書では、この語やそれに関連する動詞、形容詞はほんの一度か二度用いられているだけで、ほとんど出てこないのは特記すべきである。その用例が見いだされるのは、例えば、『エゼキエル書』（18章7節：だれをもしえたげず、質物を返し）であり、それ以外では『ダニエル書』1章10節にも見られる）。この箇所では「義

務 *Pflicht*」ではなく「責 *Schuld*」と訳するのがより適切であると思われる<sup>(訳注10)</sup>。では、フリードリヒ・ニーチェが主張したように、「道徳の主要概念『罪 *Schuld*』というものが、きわめて物質的な概念である『負債 *Schulden*』に由来する」<sup>10</sup>というのは正しいのだろうか。

ニーチェは『道徳の系譜』の第二論文で、最も古い「先史時代」に「本当の意志の記憶 *Gedächtnis*」が練り上げられる際に用いられた恐るべき記憶術 *Mnemotechnik* を記述しようと試みている。この記憶術は、「忘れることが力であり、強い健康の一形式にほかならない必然的に忘れっぽい動物である」人間という動物から、至上の支配者のごとくに *souverän* 約束すること、すなわち責任を持つ *verantwortlich* こと、それによって「前もって未来を」意のままに御していくことを学んだ人間へと転換することに成功したのである<sup>11</sup>。この有名な数ページをざっと読むと、ニーチェを刺激した基本モデル、少なくとも一つのモデルや源泉は、まさに旧約聖書だったという結論を引き出せるかもしれない。ニーチェが、(過去よりもむしろ) 未来に対する記憶の関係というテーゼを導き出した源泉となったのは、旧約聖書だったのだろうか、と。ニーチェは、名門プフォルタ学院でヘブライ語も学んでいたという事実を考慮すれば、この仮説はいっそう説得力を持つように思われる。

ただし、ニーチェは、「責を負っている *schuldig sein*」「責 *Schuld*」という意味の „hova“ および „hayyav“ という語が最古の聖書資料には出てこないという重要な所見を見落としていることは間違いない。また、『道徳の系譜』のどこにも、古代ヘブライ語の文法とその活用、あるいは一般にヘブライ語についての言及はない(ちなみに、この科目について、彼は特に熱心というわけではなかったようである)。彼が同書で、「記憶 *Gedächtnis* に残るようになるには、それを烙きつけるにかぎる。苦痛をあたえることをやめないものだけが、記憶に残るのである」として「記憶術 *Mnemotechnik*」に言及するとき<sup>(訳注12)</sup>、また、「すべての宗教はつきつめたところ残酷さの体系なのだ」と主張するとき、彼が言及するのは陰惨な人身御供であるが、これは旧約聖書にも新約聖書にも見あたらない。なぜなら、旧約聖書も新約聖書も、まさにそうした習慣とは決別しているからである。したがって、言葉だけでなく内容に関する考察からも、ニーチェはヘブライ語聖書そのものからではなく、二次的な、おそらくは反ユダヤ的な資料に依拠したのだと結論せざるを得ない。

ヘブライ語聖書には、「律法 *Gesetz*」や「誠め *Gebot*」だけでなく、今日私たちが「義務 *Pflicht*」や「責務 *Obligation*」と呼ぶものを表す言葉がたくさん用いられている。いわゆる十誡を意味する *dibur*、あるいは複数形の *dibrot*、これらはむしろ「箴言 *Sprüche*」と訳すべき語である。また *mitsva* は文字通り「命じられたもの」を意味する語で、後にすべての「善行」を表現するのに使われた。ルターがドイツ語で *Gesetz* と訳したのはまさにこの言葉であり、例えば『申命記』6章1節では「これはあなたがたの神、主があなたがたに教えよと命じられた律法 *Gesetze* と、誠め *Gebote* と、おきて *Rechte* であって…」と訳されている<sup>(訳注13)</sup>。今日、法律 *Gesetz* について語るのに通常使われるのは *hoq* または複数形の *huqim* であり、ルターはこれに「誠め *Gebot*」の語を当てている。また、これ以外にも *mishpat* (複数形 *mishpatim*) のような語もあり、ルターはこれに「おきて *Rechte*」の

語を当てている。ヘブライ語聖書にはさら *edut* という語も見られる。これらの語、その定義、そしてそれらの間の相違は、数え切れないほどの議論を巻き起こしてきた。この議論の要点はすでに述べたので、ここでこの議論の詳細を取り上げることは差し控える。ミシュナ<sup>(訳注 14)</sup>において、そしてタルムード全体の中で、法的・法学的な意味の *hova* (「義務 Pflicht」) という言葉が頻繁に出てくるのは驚くべきことではない。タルムードにまとめられたテキストは第一義的には法学的テキストであり、法律書である。ただし、ヘブライ語聖書のテキスト (モーセ五書、預言者の書、その他の聖人伝など) がどの種類に属するかはあまり明らかではないが、これらが法的な側面を持つことはたしかである。他方で、それらは同時に、道徳的な文献でもある。というよりもむしろ、これらは第一義的には道徳的な文献である。

ところで、問われるべき基本的な問題の一つは、まさにこの点にある。「記憶にとどめよ *Erinnere Dich.*」、「忘れることのないように *Du wirst dich erinnern.*」という、いわゆる「記憶の義務」は、道徳的な義務なのか、むしろ法的な義務なのか、という点にである。今日ではこれを道徳的義務と見なす傾向があり、特に、それが普遍妥当的・普遍的義務と見なすべきであると主張する場合には、そのような傾向がある。ちなみに、カント的な視点が好まれることが多いことの大きな理由の一つがこの点にあることは確かである。そこには、命法を定言的なものとしてだけでなく、普遍妥当的なものとして評価したいという気持ちが表れている。すなわち、アウシュヴィッツでは、人間そのものが足下に踏みつけられ、人間の顔が侵害されたのだ。だから人はそのことをいどこにいても、つまり普遍的に記憶にとどめなければならないのだ、と。

さらに言えば、記憶する義務は、通常、「汝なすべし *Du sollst*」というカント的な表現で理解される。カントに先立って、ルターも、聖書の誡めをつねに「汝なすべし」「汝なしべからず」と訳していた。例えば、「あなたはかつてエジプトの地で奴隷であった...ことを覚えなければならない。 *Du sollst gedenken, dass Du auch Knecht in Ägyptenland warst.*」 (『申命記』5章15節)、「あなたの神、主が命じられたように、あなたの父と母とを敬え。あなたの神、主が賜わる地で、あなたが長く命を保ち、さいわいを得ることのできるためである。 *Du sollst deinen Vater und deine Mutter ehren, wie dir der Herr, dein Gott, geboten hat, auf dass du lange lebest, und dass dirs wohl gehe...*」 (『申命記』5章16節)、そして「あなたは殺してはならない。 *Du sollst nicht töten.*」 (『申命記』5章17節)、「あなたは盗んではならない。 *Du sollst nicht stehlen.*」 (『申命記』5章19節) のようにである。

しかし、「忘れることのないように *Du wirst dich erinnern.*」 (『出エジプト記』20章2節) という誡めはどのような種類の指令なのだろうか。道徳的、倫理的な義務か、それともむしろ法的、政治的な義務か？ 古代ヘブライ人はまだこれらの区別をしていなかったし、近代においても (いやカントにおいてもなお)、法と道徳は区別すべきか、またどのように区別すべきかが問題になっている。いわく、道徳的な誡め *Gebot* は普遍妥当的で定言的なものだが、法的なものはそうではなく、常に特定の、歴史的な状況に縛られており、した

がって、「もしわれわれがこれこれのこと（しばしばこれらは政治的目的であるが）を達成したいならば、その場合には、われわれは...しなければならない」といった形の仮言命法に似ている等々。

その一方で、法的拘束力や責務は「汝なすべし」よりもはるかに強力である。道徳（普遍妥当的・倫理的命法）を語る次元は、制定され、施行される法律の次元と比べて、義務付ける力/約束させる力 *verpflichtet* の点ではるかに劣る。このアプローチこそ、筆者がヘブライ語聖書の中にすでに根付いていると見なし、「ユダヤ人特有」と呼びたいと考えるものである。このアプローチが今日においても、そして最近の神学的・政治的・倫理的議論に至るまで重要性を持ち続けていることを否定する者はいないだろう。例えば、ドイツだけでなく、特にフランスで、近年、いわゆる記憶に関する法 (*lois mémorielles*) についての古い議論が再燃しており、おそらくまだ満足のいく解決策が見つかっていない<sup>12</sup>。正義を実現する法律の探求、そのような法律を制定し施行しようとする試みは、すでにヘブライ語聖書に根付いているように思われるし、筆者が「ユダヤ人特有」と呼びたいのは、まさにこの原動力なのである。

## 注

<sup>1</sup> Hermann Deuser, *Die Zehn Gebote. Kleine Einführung in die theologische Ethik*, Stuttgart 2002.

<sup>2</sup> Hermann Deuser, *Die Zehn Gebote. Kleine Einführung in die theologische Ethik*, Stuttgart 2002, S. 18 および Martin Luther, *Werke. Kritische Gesamtausgabe / Deutsche Bibel*, hg. von Joachim C. F. Knaake u. a., Weimar, 1883 f., とくに Bd. 16, S. 373, 18 と S. 18, 81 を参照。

<sup>3</sup> Christian Wiese, *Wissenschaft des Judentums und protestantische Theologie im wilhelminischen Deutschland: ein Schrei ins Leere?*, Tübingen 1999, とくに S. 200.

<sup>4</sup> Carl Heinrich Cornill, *Der israelitische Prophetismus*, Straßburg, 7. Aufl. 1909, S. 75f. コーニルの存命中にこの著作は13回以上版を重ね、英語、スウェーデン語、デンマーク語、イタリア語に訳されたという。これについては、Konrad von Rabenau, in: *Neue Deutsche Biographie* 3, Berlin 1957, 367 f., S. 367 f. を参照。

<sup>5</sup> Vgl. Hermann Cohen, „Religion und Sittlichkeit“ (1907), hg. von Helmut Holzhey in *Werke*, Bd. 15, Hildesheim / New York 1978 ff., S. 100.

<sup>6</sup> Friedrich Nietzsche, „Zur Genealogie der Moral“, in: Giorgio Colli /azzino Montinari (Hgg.), *Sämtliche Werke – kritische Studienausgabe in 15 Einzelbänden*, Bd. 5, München 1988.

<sup>7</sup> 本論考の元となっているのは、スイス神学協会主催の研究大会「キリスト教神学の要求と挑戦としてのユダヤ研究」(ルツェルン、2012.10.25)での講演である。研究大会へ招待いただき、そして刺激的な討論の場を与えてくださったことについて、とりわけヴォルフガング・ミュラー教授、アドリアン・ロレタン教授に謝意を表したい。

<sup>8</sup> Yosef Hayim Yerushalmi, *Zachor – erinnere Dich!: jüdische Geschichte und jüdisches Gedächtnis*, Berlin, 2. Aufl. 1996.

<sup>9</sup> Jan Assmann, *Das kulturelle Gedächtnis. Schrift, Erinnerung und politische Identität in frühen Hochkulturen*, München 2002, S. 30.

<sup>10</sup> Friedrich Nietzsche, „Zur Genealogie der Moral“, in: Giorgio Colli / Mazzino Montinari (Hgg.), *Sämtliche Werke – kritische Studienausgabe in 15 Einzelbänden*, Bd. 5, München 1988, II.4., S. 297. [秋山英夫・浅井真男訳『ニーチェ全集 第3巻 (第II期)』、白水社、1983年、75頁の訳文を参考にした。以下同様]

<sup>11</sup> Friedrich Nietzsche, „Zur Genealogie der Moral“, in: Giorgio Colli / Mazzino Montinari (Hgg.), *Sämtliche Werke – kritische Studienausgabe in 15 Einzelbänden*, Bd. 5, München 1988, II.1, S. 291 f.を参照 (訳注11)。[上掲邦訳68-69頁]

<sup>12</sup> これについては以下の学会報告書及び資料集を参照されたい。

Myriam Bienenstock (Hg). *Devoir de memoire? Les lois memorielles et l’Histoire*, Paris 2014.

## 訳注

訳注 1 : 本論文の書誌情報は以下のとおりである。

„Was bedeutet ‚sich erinnern‘? Einige Überlegungen zum Ursprung der Normativität in der hebräischen Bibel“, in: *Genesis und Geltung : Historische Erfahrung und Normenbegründung in Moral und Recht*, hrsg. von Thomas Gutmann, Sebastian Laukötter, Arnd Pollmann und Ludwig Siep. Tübingen, Mohr Siebeck, 2018, 197-204 (ISBN 978-3-16-153940-4).

著作権は、原著の出版元である Mohr Siebeck Tübingen が有している。Mohr Siebeck 社には、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター編『ぷらくしす』への翻訳・掲載について快く承諾いただき、ここに感謝申し上げます。

著者ミリアム・ビーネンシュトック教授は、フランスの Université François-Rabelais, Tours, Institut de Philosophie に所属する研究者である。専門領域は以下のとおりである。

- ・ヘーゲルとドイツ観念論
- ・ドイツ観念論における実践哲学
- ・19世紀から20世紀にかけてのユダヤ思想、特にヘルマン・コーヘン、フランツ・ローゼンツヴァイク、エマニュエル・レヴィナスの思想

訳者は、ミュンスター大学名誉教授ルートヴィヒ・ジープ氏の生誕80歳記念ワークショップ „Religionsphilosophie im Ausgang des Deutschen Idealismus“ (2022.11.10-12) の席でビーネンシュトック教授と知己を得て、ミヒャエル・クヴァンテ教授 (ミュンスター大学) の勧めで本論文の邦訳という運びとなったものである。ビーネンシュトック教授の CV、研究業績等の詳細は以下を参照。

<http://mbienenstock.free.fr>

訳注 2：聖書からの日本語訳は、日本聖書協会による口語訳（1954/1955）を参照した。

訳注 3:Sachsenspiegel=ザクセン法鑑。ドイツ中世の最も重要な法書(1215-35年に成立)。

訳注 4：『申命記』8章11節「あなたは、きょう、わたしが命じる主の命令と、おきてと、定めとを守らず、あなたの神、主を忘れることのないように慎まなければならない」（上掲日本聖書協会口語訳）。なお、未来形になっている理由は後で言及がある。

訳注 5：正確には、「第5章 ユダヤ民族と宗教の発明」である。

訳注 6：日本聖書協会口語訳には「あなたがたの神、主があなたがたに命じられた命令と、あかしと、定めとを、努めて守らなければならない」とある。なお、原文には『申命記』6章18節とあるが、17節の誤りである。

訳注 7：ルター訳聖書では„Du sollst denen Nächsten liebem wie dich selbst.“と訳されている。日本聖書協会口語訳でも「あなた自身のようにあなたの隣人を愛さなければならない」とある。ルター訳については以下を参照した。

*Die Bibel oder die ganze Heilige Schrift des alten u. Neuen Testaments nach der deutschen Übersetzung Martin Luthers, Grossoktav-Ausgabe, Badische Landesbibelgesellschaft, 1937.*

訳注 8：ハガダーHaggada=旧約聖書に取材したユダヤ教の教訓的説話。ユダヤ人の過越の祭りの祝宴に用いる典礼書。該当の節は、口語訳聖書では「あなたは、きょう、わたしが命じる主の命令と、おきてと、定めとを守らず、あなたの神、主を忘れることのないように慎まなければならない」と訳されている。

訳注 9：schuldig の名詞形である Schuld は、罪、とが、責任、負い目、恩義などを意味する語であり、ここでは schuldig を「責を負っている」、Schuld を「責」と訳した。

ちなみに、以下で取り上げられるニーチェ『道徳の系譜』の邦訳では「罪」となっている。

訳注 10：ルターは『エゼキエル書』の該当箇所を „der niemand beschädigt, der Schuldner sein Pfand wiedergibt“と訳している。

訳注 11：原文には S. 291f.とあるが、「先史時代 vorhistorischen Zeiten」という表現は『道徳の系譜』には見いだせず、類似の表現としては、vorhistorische Arbeit (S. 293)、in der ganzen Vorgeschichte des Menschen (S. 295) がある。「本当の意志の記憶 ein

eigentliches *Gedächtnis des Willens*」、「忘れることが力であり...」、「前もって未来を」という表現は、同書 292 頁（邦訳 68-69 頁）にある。

訳注 12 : Nietzsche, *Sämtliche Werke*, Bd. 5, S. 295 [邦訳 72 頁]

訳注 13 : 聖書協会口語訳では「これはあなたがたの神、主があなたがたに教えよと命じられた命令と、定めと、おきてであって」となっている。

訳注 14 : ミシュナ *Mischna* = ユダヤ教の教典 *Talmud* の第 1 部。